

令和3年度

第11回観音寺市農業委員会定例会

議 事 録

令和4年2月18日開会

観音寺市農業委員会

# 観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和4年2月18日(金) 午後2時30分～午後4時00分

2 開催場所 観音寺市役所2階 会議室

3 出席委員 17 人

- 1 番 森川 光典 (会長)
- 2 番 合田 政光
- 3 番 小西 修
- 4 番 荻田 昇吾
- 5 番 黒田 直文
- 6 番 富田 敏弘
- 7 番 石井 崇雄
- 8 番 豊田 敏計
- 10 番 中村 能身
- 12 番 山下 大輔
- 13 番 岡下 定幹
- 14 番 小出 章寛
- 15 番 合田 亘
- 16 番 山内 春雄
- 17 番 川下 肇
- 18 番 合田 朝子
- 19 番 今井 康博 (副会長)

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について <農業委員会許可>
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の取消願について (報告)
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について <香川県知事許可>
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について <香川県知事許可>
- 議案第5号 観音寺市農地利用集積計画 (案) について
- 議案第6号 農地中間管理事業 農用地利用配分計画 (案) について
- 議案第7号 特定農地貸付法第3条第1項の規定による承認申請について

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長	森川 省三
事務局次長 (農政管理係長)	藤村 佳広
事務局主任 (農地係長)	石井 盟人
事務局主事	藤川 博史

6 会議の概要

(午後2時30分 開会)

事務局長 ただ今から令和3年度観音寺市農業委員会第11回定例会を開会いたします。

本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程に基づき、現に在任する委員19人の過半数である17人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。

それでは、森川会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

議長(会長) ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。署名委員さんは、6番富田敏弘委員、並びに16番山内春雄委員のご両名にお願いします

それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは事務局に説明を求めます。

農地係長 失礼いたします。

それでは、議案第1号について説明させていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。

令和4年2月18日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は11件です。議案書3ページをご覧ください。

1番の農地は残存小作地であり、譲受人である耕作者が引き続き農業を行っていく予定であることから、有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。

2番の譲渡人は、高齢となり農地の管理に苦慮しており、譲受人が利用権の設定により貸借していた。今後も、譲渡人に耕作の予定がないため、有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は父親とともに農業を行っており、本件により経営規模の拡大を図るものです。

3番の譲渡人は、相続したものの農地の管理に苦慮しており、対象農地近隣の譲受人に有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

4番の譲渡人は、相続したものの農地の管理に苦慮していたところ、近隣の農地所有法人である譲受人と有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は認定農業者であり、本件により経営規模の拡大を図るものです。

5番の譲渡人は、高齢となり農地の管理に苦慮しており、近隣で耕作する譲受人と有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

6番の譲渡人は、県外在住であり農地の管理に苦慮しており、近隣で耕作する譲受人と無償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

7番の譲渡人は、市外在住であり農地の管理に苦慮しており、近隣で耕作する譲受人と無償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

8番の譲渡人は、県外在住であり農地の管理に苦慮しており、近隣で耕作する譲受人と有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は認定農業者であり、本件により経営規模の拡大を図るものです。

9番の農地は残存小作地であり、譲受人である耕作者が引き続き農業を行っていく予定であることから、有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。

10番の譲受人は、申請地の北側に隣接する農地の所有者です。北側に隣接する農地には接道がないため、接道のある申請地を取得し、農地の利便性を向上させることが目的です。本来であれば農地の取得には40a以上の農地の所有が必要です。しかし、申請地の所在や面積、形状から隣接する農地と一体として利用しな

ければ利用することが困難と認められる農地につき、農地法施行令第二条第3項第3号の規定により許可相当と考えます。

11番の譲渡人は、高齢であり農地の管理に苦慮しており、近隣で耕作する譲受人と無償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は、本件により経営規模の拡大を図るものです。

以上の申請につきましては、農地法第3条第2項の各号の不許可事項には該当しないものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番について、私から補足説明を行います。

特に問題ありません。

2番について、黒田 直文委員 補足説明をお願いします。

黒田委員 特に問題ありません。

議長(会長) 3、4番について、富田 敏弘委員 補足説明をします。

富田委員 特に問題ありません。

議長(会長) 5番について、黒田 直文委員 補足説明をします。

黒田委員 特に問題ありません。

議長(会長) 6番について、石井 崇雄委員 補足説明をします。

石井委員 特に問題ありません。

議長(会長) 7番について、齋藤委員 が欠席のため、私から説明します。

問題ないと聞いております。

議長(会長) 8番について、合田 朝子委員 補足説明をします。

合田委員 特に問題ありません。

議長(会長) 9番について、中村 能身委員 補足説明をします。

中村委員 特に問題ありません。

議長(会長) 10、11番について、山内 春雄委員 補足説明をします。

山内委員 特に問題ありません。

議長(会長) 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長(会長) 全員異議がないようですので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可の取消願について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。

それでは議案第2号について説明させていただきますので、議案書の6ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の取消願について、別紙記載の農地法第3条の規定による許可については、取消願の提出があり受理したので報告する。令和4年2月18日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は1件です。

1番の申請は令和2年9月3日申請、令和2年9月21日付で第3条許可され、内容としては、生前贈与による所有権移転を目的としたものでした。今回、受人からの申請で取り消すものです。

議案第2号については以上であります。ご審議よろしく願いいたします。

議長(会長) 事務局より補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 特にないようですので、議案第2号「農地法第3条の規定による許可の取消願について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

次に、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

藤川主事 失礼いたします。

それでは、議案第3号について説明させていただきますので、議案書の8ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和4年2月18日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は6件です。議案書9ページ及び位置図をご覧ください。

1番の転用目的は一般住宅で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、柞田町永田丙1358番1で柞田小学校から東約570mに位置し、申請地が市道に接する都市計画法の非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地360㎡です。

利用計画ですが、居宅1棟平屋建、居宅1棟2階建、物置1棟平屋建、車庫1棟平屋建、合計192.77㎡で土地利用率は53.54%です。

転用に及んだ理由ですが、申請地は昔から建物が建っておりましたが、相続登記時に地目が農地となることが分かりました。そのため、現状と一致させるため、長年無断転用状態であったことを反省する始末書を付しての転用申請です。

2番の転用目的は牛舎で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、柞田町池崎丙112番1外1筆で柞田小学校から南東約1750mに位置し、申請地が市道に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地867㎡です。

利用計画ですが、牛舎平屋建604.9㎡です

転用に及んだ理由ですが、5条8番にて申請者の家族の分家住宅建築計画に際し所有地を調べたところ、申請地の地目が田でした。昭和30年頃に牛舎を建てたとのことですが、建てた当時に転用申請を行ったかの書類が残っておらず不明であったため、長年無断転用状態であったことを反省し始末書を付しての転用申請するものです。

3番の転用目的は牛舎で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、柞田町池崎丙106番2外3筆で柞田小学校から南東約1800mに位置し、申請地が市道に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地2324㎡です。

利用計画ですが、牛舎平屋建2棟、倉庫平屋建1棟、合計941.95㎡です。

転用に及んだ理由ですが、5条8番の分家住宅計画の譲渡人として所有地を調べたところ、申請地が無断転用状態であることが分かりました。平成2年頃に規模拡大のため牛舎を建てましたが、その時に転用手続きができておりませんでした。農地法の知識が不足していたことを反省する始末書を付しての転用申請です。

4番の転用目的は農家住宅で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、池之尻町大髭1498番1外1筆で香川西部養護学校から北東約760mに位置し、申請地が県道に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地693㎡です。

利用計画ですが、住宅平屋建1棟、納屋平屋建1棟、合計266.59㎡で土地利用率は38.46%です。

転用に及んだ理由ですが、申請地は申請者の父が居宅等を建築しましたが、今般、相続登記時に地目が田であることが分かりました。両親ともに亡くなっており、当時の経緯は不明ですが、長年無断転用状態となっていたことを反省する始末書を付して転用申請をするものです。

5番の転用目的は住宅、車庫、貸店舗、貸駐車場で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、豊浜町箕浦東道下甲2368番1外3筆で豊浜小学校から南西約1400mに位置し、国道11号に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地3192㎡です。併せ地は11638.09㎡、合計で14830.09㎡です。

利用計画ですが、住宅平屋建1棟、車庫1棟、店舗2階建1棟、機械室平屋建1棟、合計2978.60㎡です。転用に及んだ理由ですが、申請地は申請者が代表取締役である法人の店舗と駐車場として利用している部分と、自宅用地の部分があります。先代のときから宅地利用をしているとのことでしたが、転用手続きのできていない土地があったため、現状に合わせる転用申請を行うものです。

本件について、申請地が国道と旧の街道に挟まれた立地をしており周辺の宅地化が進んでいること、長年無断転用状態であったことを反省する始末書の添付があること、地元水利や土地改良区の了解を得られていることから、総合的に勘案し追認もやむを得ないものと判断するものです。

6番の転用目的は貸駐車場で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、豊浜町箕浦東道下甲2385番1で豊浜小学校から南西約1450mに位置し、申請地が市道に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は登記地目が畑、現況地目が雑種地61㎡です。

転用に及んだ理由ですが、申請者の令和4年1月申請で本件の隣接地の転用申請時に、農業委員会が調べたところ今回の申請地が無断転用状態であったことから指導し、無断転用であったことを反省する始末書を付して転用申請あったものです。地元土地改良区や水利関係者の同意を得ており問題ないものと考えます。

議案第3号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。  
1番について、黒田 直文委員 補足説明をします。

黒田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 2番について、富田 敏弘委員 補足説明をします。

富田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 3番について、まず 富田 敏弘委員 補足説明をします。

富田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 次に3番について 中村 能身委員 補足説明をします。

中村委員 特に問題ありません。

議長（会長） 4番について、豊田 敏計 委員 補足説明をします。

豊田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 5、6番について、川下 肇委員 補足説明をします。

川下委員 5番については、やむを得ないと考えます。6番については、特に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 特にないようですので、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

藤川主事 失礼いたします。

それでは、議案第4号について説明させていただきますので、議案書の11ページをご覧ください。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和4年2月18日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は13件です。議案書12ページと位置図をご覧ください。

1番の申請者は不動産業、再生可能エネルギー発電事業を営む法人です。転用目的は駐車場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、坂本町五丁目甲1486番1でJR観音寺駅から南東約350mに位置し、申請地が県道に接する都市計画法の近隣商業地域に該当する第3種農地であり、転用面積は地目が田460㎡です。併せ地は宅地771.54

m<sup>2</sup>、合計で 1231.54 m<sup>2</sup>です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は、不動産業等を営む法人であり、現在併せ地にある賃貸物件に入る店舗から、駐車場が不足していることから駐車場用地の確保を賃貸先から希望され用地を探しておりました。一方で、譲渡人は申請地近隣の状況から営農に不向きであったため有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。

2番の申請者は不動産業を営む法人です。転用目的は宅地分譲4区画で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、茂木町二丁目甲 26 番 1 で観音寺市役所から北東約 450mに位置し、申請地が市道に接する都市計画法の第一種中高層住居専用地域に該当する第3種農地であり、転用面積は地目が田 1033 m<sup>2</sup>です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は近隣に分譲地が残り1区画となり今後も需要があるものと見込み、宅地分譲用地を探しておりところ、所有地の整理を行っていた譲渡人と5条3番の土地と併せて有償の所有権移転することで話が纏まったものです。

土地改良区及び地元水利関係者の了解も得られていること、用途地域内で宅地分譲を行う場合、分譲後3年以内に住宅の建築を行わない場合は、宅地の買い戻しを行わなければならないもので、それを証する契約書も提出されていることから、許可相当と判断するものです。

3番の申請者は先程と同じ法人様で、転用目的は資材置場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、茂木町三丁目甲 462 番 1 で観音寺市役所から北約 430mに位置し、併せ地が県道に接する都市計画法の第二種中高層住居専用地域に該当する第3種農地であり、転用面積は地目が田 96 m<sup>2</sup>です。併せ地は宅地 39.62 m<sup>2</sup>、合計で 135.62 m<sup>2</sup>です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は先程の5条2番のように申請地近隣で分譲地を保有しており、販売促進等のための看板やのぼり、コーン、バリケードなどを利用する機会が多く、近くに保管場所があれば便利であると考えておりました。一方で、譲渡人は先程の説明のとおり所有地の整理を行っており有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。

4番の申請者は2番、3番と同じ法人です。転用目的は分譲住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、出作町字川西 422 番 1 で中部中学校から東約 900mに位置し、申請地が市道と接する都市計画法の非線引き地域に該当する第2種農地であり、転用面積は地目が田 370 m<sup>2</sup>です。利用計画ですが、分譲住宅2階建1棟 85.7 m<sup>2</sup>で土地利用率は 23.16%です。

転用に及んだ理由ですが、申請地は周りを宅地等に囲まれていることから、譲渡人は処分することを検討し地元不動産会社である譲受人へ相談しました。譲受人としては、居宅需要があるものと見込み有償の所有権移転することで話が纏まったものです。地元土地改良区や水利関係者の同意を得ていることから許可相当と判断するものです。

5番の申請者は不動産業、再生可能エネルギー発電事業を営む法人です。一時転用目的は営農型太陽光発電設備で、期間は3年間です。

申請場所は、柞田町字上出甲 319 番外1筆で香川西部養護学校から南西約 600mに位置し、申請地が市道に接する都市計画法の非線引き地域の2種農地であり、転用面積は地目が畑 1662 m<sup>2</sup>です。利用計画ですが、営農型太陽光設備のスクリーン杭等の 0.46 m<sup>2</sup>です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は平成 31 年から営農型太陽光発電の売電事業により収益を上げております。今般、平成 31 年に一時転用していた申請地の更新時期が来たため、改めて3年間の一時転用申請するものです。経済産業省の認可も得ており、また、被害防除計画も適切になされていること。申請地では申請者が耕作者としてにんにくを作付しており、毎年の営農状況の報告もなされていることから許可相当と判断するものです。

6番の転用目的は共同住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、柞田町字下出甲 1274 番で中部中学校から西約 50mに位置し、申請地を市道と接する都市計画法の第一種低層住居専用地域に該当する第3種農地であり、転用面積は地目が田 975 m<sup>2</sup>です。

利用計画ですが、共同住宅2階建2棟、ボンベ庫1棟、駐輪場1棟、合計370.32㎡です。

転用に及んだ理由ですが、譲受人は資産運用としてアパート経営を検討し地元の観音寺市にて用地を探しておりました。一方で譲渡人は申請地の周辺の宅地化が進んでいたことから処分を検討し業者へ相談していたところ、譲受人を紹介され有償の所有権移転することで話が纏まったものです。

7番の転用目的は共同住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、柞田町字下出甲1334番外1筆で中部中学校から南西約400mに位置し、申請地が市道と接する都市計画法の第一種低層住居専用地域に該当する第3種農地であり、転用面積は地目が原野、現況地目が田978㎡です。

利用計画ですが、共同住宅2階建1棟、ボンベ庫1棟、駐輪場1棟、合計303.28㎡です。

転用に及んだ理由ですが、資産運用としてアパート経営を検討し業者に候補地の相談していたところ、申請地の周辺の宅地化が進んでいたことから処分を検討していた譲渡人を業者へ紹介され有償の所有権移転することで話が纏まったものです。

8番の転用目的は分家住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、柞田町字池崎丙78番で柞田小学校から南東約1700mに位置し、申請地が市道に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田204㎡です。

利用計画ですが、居宅2階建1棟74.01㎡で土地利用率は36.27%です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は現在実家にて両親と同居しておりますが、子供の成長により手狭となったため実家近くに分家住宅の建築を検討し、譲渡人と交渉し有償の所有権移転を行うことで話が纏まったものです。

9番の転用目的は分家住宅で、親子間で使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、大野原町萩原字大塚1422番で大野原支所から南東約1400mに位置し、併せ地が市道と接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が畑600㎡です。併せ地は宅地18.69㎡、合計で618.69㎡です。

利用計画ですが、居宅2階建1棟、物置平屋建2棟、合計197.8㎡で土地利用率は31.97%です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は現在借家暮らしをしているものの実家近隣に分家住宅を建てたいと考え、父親の所有地のうち実家の隣接地を選定し転用申請に及んだものです。

10番の転用目的は駐車場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、大野原町大野原字吉の内428番4で大野原支所から南東約1350mに位置し、申請地が県道と接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田151㎡です。併せ地は宅地541㎡、合計で692㎡です。

転用に及んだ理由ですが、現在南側の市道が店舗への入り口となっておりますが、県道側から進入できれば利便性向上につながることで、今後従業員を増やして規模拡大をするうえで駐車場を確保したいと考えていたことから、申請地を有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。

11番の申請者は不動産業を営んでおります。転用目的は分譲住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、大野原町大野原字平塚1632番1外1筆で大野原支所から北西約580mに位置し、申請地が市道に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田1383㎡です。

利用計画ですが、分譲住宅2階建4棟301.44㎡で平均区画面積が296.64㎡、そこからの土地利用率は25.40%です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は大野原地区を中心に不動産業を営んでおり分譲用地を探していたところ、高齢による規模縮小や所有地の処分を検討していた譲渡人と有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。地元土地改良区や水利関係者の同意を得ており、許可相当と判断するものです。

12番の転用目的は分家住宅で、親子間で無償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、大野原町大野原字上植松3497番で大野原支所から北約1300mに位置し、申請地が市道と接する都市計画区域外の第1種農地であり、転用面積は地目が田446㎡です。



利用計画ですが、居宅2階建1棟、カーポート1棟、合計103.04㎡で土地利用率は23.10%です。転用に及んだ理由ですが、譲渡人は現在借家暮らしをしておりますが、実家近くに居宅を構えたいと考え両親の所有地から候補地を選定しました。

本件は圃場整備地である「土地改良総合整備事業（小規模排水事業）上植松区」に所在しておりますが、両親の所有地がすべて第1種農地に該当しており、その中で縁辺部に所在し周辺農地の営農への影響が小さいと見込まれることから本申請地を選定したものです。

また、申請地は5戸以上の集落に接続しており、第1種農地の不許可の例外の「住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可相当と判断するものです。

13番の申請者は電気工事業を営む法人です。転用目的は倉庫・駐車場及び資材置場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、大野原町花稻字蠟木山1074番1で大野原支所から北西約1450mに位置し、申請地が市道に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田448㎡です。

利用計画ですが、倉庫平屋建1棟87.60㎡です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は近隣に事務所を設けておりますが、自宅を兼ねており事業規模拡大により手狭となっております。そこで、倉庫と資材置場、車両置場が確保できる規模で、トラックの出入りが容易な幅員の前面道路がある場所を探しておりました。一方で譲渡人は申請地が居住地から離れていたことから耕作不便であったことから、交渉の結果、有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。

議案第4号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1から3番について、合田 政光委員 補足説明をお願いします。

合田委員 特に問題ありません。

議長(会長) 4番について、小西 修委員 補足説明をお願いします。

小西委員 特に問題ありません。

議長(会長) 5から7番について、黒田 直文委員 補足説明をお願いします。

黒田委員 特に問題ありません。

議長(会長) 8番について、富田 敏弘委員 補足説明をお願いします。

富田委員 特に問題ありません。

議長(会長) 9番について、岡下 定幹委員 補足説明をお願いします。

岡下委員 特に問題ありません。

議長(会長) 10番、11番について、中村 能身委員 補足説明をお願いします。

中村委員 特に問題ありません。

議長(会長) 12番について、石川 素康委員 が欠席のため私から説明します。

問題ないと聞いております。

13番について、合田 亘委員 補足説明をお願いします。

合田委員 特に問題ありません。

議長(会長) 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長(会長) 全員異議がないようですので、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

続きまして、議案第5号「観音寺市農地利用集積計画(案)について」議題といたしますが、岡下委員の関係案件がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の案件にあたりますので、退席を求めます。

議長（会長） それでは、事務局に説明を求めます。

事務局次長 失礼します。

それでは、議案第5号について説明させていただきますので、議案書の16ページをお開きください。

議案第5号観音寺市農用地利用集積計画（案）について

別紙記載の観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画（案）」については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、原案のとおり決定する。

令和4年2月18日 農業委員会 会長からの提出です。

次の17ページをご覧ください。議案第5号別紙の農用地利用集積計画（所有権移転）令和4年2月28日公告（案）ですが、こちらは、農地機構を通じた農地の売買です。11月の定例会で、所有者1名の3筆において、農地機構への所有権移転の申し出をご承認いただき、移転登記が完了しました。

今回は、その農地について、農地機構から買受希望者への所有権移転となります。

譲受人は、大野原町萩原の農業者で、青ネギや菊の栽培を行っている認定農業者です。申請者は申請地周辺で20,000㎡ほどの農地を経営しており、更なる集約化が図られるものです。

なお、こちらの申請につきましては、2月14日に利用調整会議を開催し、細部の調整は完了しております。

次の19ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表（利用権設定）令和4年2月28日公告（案）ですが、こちらは、通常の利用権設定による貸借について集計したものです。

それでは、今月の地区ごとの 設定面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区	1, 483㎡
高室地区	772㎡
常磐地区	10, 717㎡
柞田地区	6, 449㎡
木之郷地区	㎡
豊田地区	9, 706㎡
栗井地区	6, 947㎡
一ノ谷地区	13, 306㎡
大野原地区	24, 194㎡
豊浜地区	1, 022㎡

です。

合計、田82筆、畑6筆、合計面積74,596㎡となっております。

今月は36件の申出がありまして、その中で、24ページ9番の受人の経営面積の記載がありませんが、受人は、農業者の息子で、これまで父親の名義の農地を耕作していましたが今回から受人の名義で耕作することです。

ほかは、特に気になる案件はありませんでしたので、個々の説明は省略させていただきます。

それでは、次に議案書の39ページをお開きください。

こちらの農用地利用集積計画総括表 農地中間管理権設定 令和4年2月28日公告（案）ですが、農地機構を通じた申し出を集計したものです。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸し出しについて、該当する地区の集積面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区	㎡
高室地区	㎡
常磐地区	4, 408㎡

柞田地区 8, 020 m<sup>2</sup>  
木之郷地区 m<sup>2</sup>  
豊田地区 8, 783 m<sup>2</sup>  
粟井地区 3, 149 m<sup>2</sup>  
一ノ谷地区 7, 929 m<sup>2</sup>  
大野原地区 7, 308 m<sup>2</sup>  
豊浜地区 16, 020 m<sup>2</sup>

田63筆、畑3筆、合計55,617 m<sup>2</sup>です。

合計、21件、賃借が9件、使用賃借が12件となっています。

農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、次の40ページから52ページに記載しており、貸付者から農地機構、機構から借受者へ同日付で転貸され、令和4年2月28日付で設定される賃借となります。

議案第5号の説明については、以上で終わります。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第5号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 特にないようですので、議案第5号「観音寺市農地利用集積計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

[岡下委員 入室]

議長（会長） 引き続きまして、議案第6号「農地中間管理事業 農用地利用配分計画（案）について」議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局次長 失礼します。

それでは、議案第6号について、説明させていただきますので、議案書53ページをご覧ください。

議案第6号 農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について

別紙記載の、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による「農用地利用配分計画（案）」の作成にあたり、公益財団法人香川県農地機構 農地中間管理事業の実施に関する規程第12条第3項の規定により意見を聴取する。

令和4年2月18日 農業委員会 会長からの提出です。

次の54ページをご覧ください。

香川県農地機構を通じた貸借については、基本的に一括方式となったことから、議案第5号の農用地利用集積計画（案）を審議・公告することにより耕作者へ貸し付けられます。

しかし、農地機構が借り受けている農地や、耕作者が変更となる場合については、この配分計画によるものとなります。

今回は、借受者変更に伴う案件9件で、すべて同じ所有者から耕作者へ変更する案件です。

今後の手続きについては、機構が正式な配分計画を作成し、県知事へ提出します。その後、認可・公告縦覧を経て、実際に借受予定者へ農地が貸し付けられるのは、11月1日からとなります。

議案第8号の説明については、以上です。

ご審議 よろしく お願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第6号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 特にないようですので、議案第6号「農地中間管理事業 農用地利用配分計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

引き続きまして、議案第7号「特定農地貸付法第3条第1項の規定による承認申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

農地係長 失礼します。

それでは議案第7号について説明させていただきますので、議案書の56ページをご覧ください。

議案第7号 特定農地貸付法 第3条第1項の規定による承認申請について、別紙記載の特定農地貸付法第3条第1項の規定による承認申請については、同法第3条第3項の各号に掲げる要件を満たしているため、承認する。令和4年2月18日農業委員会会長よりの提出です。

特定農地貸付法といいますのは、非農家への趣味的な利用を目的とした農地の貸付けについて、農地法等の特例として定められた法律で、一般的には、地方公共団体や農協が、農地を借り入れて、一般公募を行い、要件に該当する借受希望者に、貸付けを行っております。特定貸付けの要件でありますが、  
一、10アール未満の農地の貸付けで、相当数の者を対象として、定型的条件で行われること。  
二、営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。  
三、貸付期間が5年を超えないこと。  
となっております。

観音寺市並びに香川県農協では、この法律に基づき、平成12年から特定農地の貸付けを行っております。57ページが、今回で5回目となる契約更新の内容となります。

1番は、新居浜市在住の土地所有者と観音寺市の契約になり、農地1筆を5年間賃貸借し、16区画で特定貸付けを行うものです。平均区画面積は、約30㎡となります。

2番は、出作町の土地所有者、3番から5番は、大野原町大野原の土地所有者と 県農協の契約になり、農地4筆で、5年間賃貸借し、合計30区画で特定貸付けを行うものです。1区画あたりの面積は、約75㎡となっております。

議案第7号の説明については、以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第7号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 特にないようですので、議案第7号「特定農地貸付法第3条第1項の規定による承認申請について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

以上で全ての議案が終了しました。ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございましたら事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

事務局 [連絡事項]

議長（会長） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

以上を持ちまして、令和3年度第11回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後4時00分 閉会>